



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4141 号 2018.1.15 発行

たばこで医療費 1・5 兆円 がんや脳卒中、厚労省研究班推計

西日本新聞 2018年01月15日

たばこが原因で2014年度に100万人以上が、がんや脳卒中、心筋梗塞などの病気になり、受動喫煙を合わせて1兆4900億円の医療費が必要になったとの推計を、厚生労働省研究班が15日までにまとめた。国民医療費の3・7%を占めるといふ。05年度の推計と比べると、喫煙率の減少に伴い1千億円余り減少した。ただ受動喫煙に関しては、因果関係が判明した心筋梗塞や脳卒中の患者を新たに対象に加えた結果、医療費が倍以上の3千億円超に膨らんだ。研究班の五十嵐中・東京大特任准教授は「脳卒中などの循環器系の病気は、たばこの対策を取れば比較的早い効果が期待できる」としている。

60歳以上の受刑者に認知症検査...主要8刑務所

読売新聞 2018年1月14日

高齢受刑者の1割超を占めるとされる認知症対策として、法務省は新年度から、東京など主要8か所の刑務所に入所する60歳以上の受刑者に、認知症検査の受検を義務づけることを決めた。

早期の診断、治療の機会を確保するとともに、認知症を抱え、出所しても自立が難しい受刑者に刑務所などが協力して社会福祉施設や医療機関の受け入れ先を見つける「特別調整」の利用を指導するなどし、再犯率を下げる狙いがある。刑務官向けに認知症への対応の研修も新設する。

同省は2015年、全国から無作為抽出した60歳以上の受刑者を検査した結果、13・8%（約1300人）に認知症の疑いがあるとの推計値を得た。ただ、その後、実態把握や統一的な対策は進んでいなかった。

法務省が始める認知症受刑者への対応



トランプ氏の「精神状態」、専門家70人超から検査求める

声 CNN 2018年1月14日



トランプ大統領の健康診断に際して、専門家数十人が担当医に対して、精神面の検査を実施するよう求めていることがわかった

(CNN) トランプ米大統領(71)の健康診断を担当した担当医に対し、専門家らが精神面の検査を求める書簡を送っていたことが14日までに分

かった。

トランプ氏は12日に健診を受け、担当のロニー・ジャクソン医師が同日、「極めて健康」との見方を示した。精神面の検査が実施されたかどうかは不明。診断結果をどこまで公表するかは、トランプ氏自身の判断に任される。

書簡は11日、米国、カナダ、ドイツの著名な専門家ら70人を超える人たちが共同で送付した。この年齢層の米国人は定期的に精神面の検査を受けるのが標準になっていると指摘し、さらに国民は大統領の健康状態を明確に知る必要があると強調。トランプ氏の精神状態を懸念する声に基づいて認知症の検査を実施するべきだと提言した。

専門家らはトランプ氏について、発言にまとまりがない、ろれつが回らない、古くからの友人の顔が分からない、同じ内容の発言を繰り返す、細かい動作をする能力が下がった、読んだり聞いたり理解したりするのが困難、判断力や計画立案、問題解決、衝動抑制の能力が疑わしい、最近目に見えて語力が低下したといった所見を挙げている。

トランプ政権の内幕を描いた最近のベストセラー「炎と怒り」の著者、マイケル・ウォルフ氏もCNNとのインタビューで、トランプ氏の周囲にいる人は全員が同氏に職務遂行能力がないとの考えだと述べた。

これに対してトランプ氏はツイッターを通し、自身を「極めて情緒が安定した天才」呼んで反論。ホワイトハウスはトランプ氏の精神状態を疑問視する声を「くだらない」と一蹴（いっしゅう）し、同氏が精神面の検査を受けることはないと述べていた。

「壁ドン」はセクハラ、でもクビはやり過ぎ

朝日新聞 2018年1月13日



「壁ドン」はセクハラ——。部下への嫌がらせを理由に懲戒免職となった東京の私立女子大の50代の元男性教授が処分の無効確認を求めた訴訟の判決で、東京地裁が12日、そんな判断を示した。若松光晴裁判官は漫画やドラマの影響でブームになった壁ドンには「性的な意味が多少含まれる」と指摘。一方で、懲戒免職の処分は重すぎて無効と結論付けた。

判決によると、男性は2014～15年、女性助手の悩みを聞いて抱きしめたり、廊下の壁際にいた女性に他の学生の前で、「壁ドン!」と言いながら、片手を女性の頭近くの壁に押し当てたりした。

女性は15年、大学側に苦情を申し立て、その後退職した。

判決で若松裁判官は、女性と交際関係にないのに、壁ドンをしたり、女性の頭をなでたり抱きしめたりした行為について、「おいせつな意図は認められない」としつつ、「幼稚で非常識な感覚だ」と指摘。壁ドンを含む一連の行為はセクハラに当たり、免職以外の懲戒処分が適切だ、とした。

男性の代理人弁護士は「処分が重すぎるという判断で妥当だ」と評価。大学側は「判決は残念に思う。内容を精査した上で、対応したい」としている。(後藤遼太)

発達障害生徒の支援、期待と課題 通級指導、高校にも導入 京都新聞 2018年1月14日

発達障害などの子どもが普通科などで学びながら特性に応じて個別の授業を受ける「通級指導」が、来年度から高校に導入される。生活や学習上で抱える困難の改善または克服を後押しし、自立につながるなどの期待がある。一方で、新たな制度であるためノウハウや専門性を持った教員の育成、通級指導が必要な生徒をどのように決めるかなどの課題が残っている。

「総務企画部の先生お願いします」。場面に合わせた振る舞いを学ぶ男子生徒が、職員室での教員の呼び方を練習する。「もう少し声を大きくできたら、良いなと思います」と教員がアドバイスすると、男子生徒はうなずいた。

国の研究指定を受けて本年度に先行して始めた通級指導を受ける男子生徒（手前）。特性に応じた個別の指導が行われる＝京都市北区・清明高

昼間定時制の府立清明高（京都市北区）では、文部科学省の研究指定を受けて本年度から試行的に通級指導を始めた。男子生徒は状況に応じたコミュニケーションが苦手だったが、「場面によって言葉の使い分けができるようになった」と成果を実感している。

重点を置くのは、コミュニケーションや人間関係の形成、自分が置かれている環境の把握などの自立活動だ。生徒の特性に沿って個別に学習計画を作る。同高では外部の専門家によるサポート体制もある。

瀧本徹副校長は「高校は社会に出る一歩手前。就職や大学進学ができて、対応できずに途中で辞めてしまうケースがあり、社会で実践できる力を身に付ける指導がしたい」と話す。

小中学校の通級指導はすでに実施されている。文科省の統計では公立小中学校の対象者は増加傾向で、2016年度には過去最多の9万8千人に上った。ニーズの高まりを受けて高校での制度化が決まった。新たな高校での通級指導は、卒業に必要な単位として認定することができる。

文科省は専門知識を持った教職員の配置を行う方針で、各教育委員会には蓄積のある特別支援学校との連携も求めている。

府教委高校教育課によると、府立高で来年度から実施が確定しているのは清明高のみという。同課は「学校の体制や人材の面で課題があり、すべての学校ですぐに実施は難しい。同高での事例を生かして、段階的に進めたい」とする。

京都市立高では、文科省の研究指定を受ける伏見工業高定時制（伏見区）が通級指導に備えて夏休みに手厚い支援が必要な生徒3人を対象にマンツーマン形式の講座などを行った。他の市立高については今後、通級指導に関わる小中学校や総合支援学校の教職員らによるチームを立ち上げ、各校を巡回する形で生徒の支援や学校へのアドバイスを行う予定だ。

一方、通級指導では指導を受ける生徒本人や保護者の意思確認も必要になる。伏見工業高定時制の田中克典副校長は「高校生は多感な時期で、教員が『通級指導が必要』と判断した生徒でも本人が希望しない場合が想定できる。意思に反して受けさせることはせず、その場合は他の手だてを考えなければいけない」。本年度は講座以外にも、同校独自に始業前の時間を使って少人数で行う自由参加の補講も始めており、生徒を支えるための体制づくりを急いでいる。



社説:子ども食堂 一緒に味わい楽しもう

中日新聞 2018年1月15日

「子ども食堂」が全国に広がっている。貧困対策の面だけに目が向きがちだが、食と子どもを媒介にした地域の居場所にもなっている、住民らの自発的取り組みだ。息長く続くよう周りも支えたい。

子ども食堂の名付け親といわれているのが、東京都大田区の近藤博子さん（58）だ。

近所の小学校の先生から「母親の具合が悪く、給食以外に満足な食事ができていない子がいる」と聞いたのが動機になった。

同じような子をもっといえるかもしれないという思いに動かされ、みんなで食事ができる場をと、約五年前の二〇一二年八月から始めた。子どもに「一人に来ていいんだよ」との呼び掛けと、大人にもどうぞ、との気持ちを込めて名付けたという。

近藤さんらの、心をとらえる取り組みが共感を生み、この数年で食堂の数は急速に増えた。「こども食堂ネットワーク」（東京都渋谷区）によれば、全国で五百カ所以上にもなった。

運営者は、NPO法人、生活困窮者支援にかかわってきた人、住民の有志らさまざまだ。

昨年発足した「あいち子ども食堂ネットワーク」でもそうだが、食堂同士で連携を図っているケースが多く見られる。地域ごとに活動が多様なことも、子ども食堂の持ち味になっている。

名古屋市郊外のある街。まだ新しい子ども食堂で、子育てを終えた世代の女性らが調理に腕をふるっている。女子高校生や大学生がはつらつとボランティアに励んでいる。子どもがはしゃぎ、お母さんらは「きょうは骨休みができます」とほっとした表情だ。

「初めは気づかなかったけど、独り暮らしのお年寄りや、孤食の子も来始めました」と、運営責任者が話すように、居場所として定着してくれば、子どもが子どもを誘って来てくれるようだ。

ただ、子ども食堂は低料金で歴史が浅いだけに課題も多い。場所や人、お金、安全衛生…。善意や寄付などでまかなわれているが、持ち出しが少なくないのも現実だ。

こうした課題に、行政も過剰にならぬ範囲で支援をしてほしい。

七人に一人が貧困状態ともいわれる日本の子ども。経済状態に関係なく“孤食”はある。

本当に困っている子どもにどう足を運んでもらうか。みんなでわいわい食べることができる敷居の低い「居場所」が、解決へのきっかけにはなる。

社説 中高年のひきこもり 深刻な実態の把握を急げ 毎日新聞 2018年1月15日

ひきこもりは子どもや若者の問題と考えられてきた。

不登校がきっかけで始まり、学齢期を過ぎても延長している人がいることに焦点が当てられてきた。

ところが、今は中高年へと軸が移りつつある。親も高齢化し、深刻な困窮家庭が増えていくことが懸念される。そこで、政府は40～59歳を対象にした実態調査を行う。

ひきこもりが長期化するほど病気や障害、貧困など複合的な問題を抱えやすくなる。早急な実態把握と対策が必要だ。

政府が過去2回行った実態調査の対象年齢は15～39歳だ。2010年の調査では「学校や仕事に行かない状態が半年以上続いている人」は約70万人。15年は約54万人に減った。ただ、ひきこもりの状態が「7年以上」の人は17%から35%へと増え、長期化と高齢化が進んでいる状況が浮かんでいた。

自治体の調査の中には、ひきこもりの年齢層は40歳以上が最も多いという結果がある。40歳を過ぎてもひきこもっている人では、ひきこもりの平均期間が22年以上に及ぶとの調査結果もある。

バブル崩壊後の1993～05年は「就職氷河期」と呼ばれる。待遇のよい仕事がなく、非正規雇用やニートになる新卒者も多かった。一部は中高年のひきこもりと重なる世代だ。安定した就労や自立につなげないと、今後も中高年のひきこもりが増えていく可能性がある。最近では80代の親が50代の子の面倒を見る「8050問題」も新たな社会的課題として浮上している。

公的な支援がない中で、追い詰められる家族は多い。高齢の親が障害や病気を抱えた40～50代の子の将来を悲観して無理心中を図る事件は各地で起きている。

高額な料金を取ってひきこもりの人を支援するビジネスも増えている。中には科学的な根拠が不明で効果もないスパルタ式の訓練を課している業者もあると指摘される。

政府の実態調査は、中高年のひきこもりの推定人数だけでなく、家族を含めた生活実態や健康状態の把握にも努めるべきだ。自治体やNPOとも協力し、早期の救済策、親亡き後の支援などについて対策を講じなければならない。

【主張】増える独居高齢者 支援へ「民の力」引き出せ 産経新聞 2018年1月15日

2040年には全世帯の4割超が高齢世帯となり、その過半数は75歳以上の世帯になる。国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計は、極めていびつな社会を描いている。

75歳以上になれば、大きな病気を患う人が増え、運動能力や判断力が衰えがちとなる。すでに「買い物難民」や「通院難民」が社会問題化している。

高齢世帯の急速な増加は、社会全体に支障を来す要因となる。本格的な支援策づくりを急がなければならない。

とりわけ見過ごせないのは、高齢者の1人暮らしの増大である。推計によれば、40年には男性の5人に1人、女性は4人に1人が該当するという。

近所に頼れる身内や親類がいない人も増えている。調理や洗濯、ゴミ出しといった、日常の基本的な生活がままならない人も珍しくはない。

自宅内での不慮の事故も増えてきている。1人暮らしがゆえに発見が遅れ、命を落とす例も後を絶たない。

すでに実施されている自治体などによる見守りサービスにも、限界がある。家事支援のすべてを行政に委ねるわけにもいくまい。

企業や地域のボランティアなど、民間の力も引き出して対応していくことが重要である。それぞれの連携や連絡が進むよう、政府は地域ごとのネットワークづくりを主導してほしい。

住民同士で助け合おうにも、地区全体が高齢者という集落があるのも事実だ。広範な地域に、まんべんなく支援サービスを提供することは、非効率というだけでなく現実的ではなくなっている。

支え手世代の大幅な減少を考えれば、高齢者が集まり住むということを選択肢に入れることも避けられない。

もちろん、住み慣れた地域から離れることに抵抗感がある高齢者は多い。簡単にもとの家と行き来できるように、各地域に拠点を作っていくことが現実的だろう。

高齢者が安心して暮らせる住宅の確保や、転居へのサポートも忘れてはならない。

限られた財源や人員の中で、効率的に支援態勢を構築していくことが課題だ。それには、縦割り行政を排し、総合的な政策の展開が必要だ。ここでも安倍晋三首相のリーダーシップを求めたい。

社説：児童虐待防止 家庭の孤立防ぐ手だてを

京都新聞 2018年01月14日

声なきSOSをどう察知するのか。子どもに対する虐待事件が、改めて問いを突きつけている。

昨年末、大阪府箕面市と寝屋川市で明らかになった児童虐待事件のことだ。

箕面市の事件では、集合住宅で4歳の男児が母親と、同居していた男2人に殴られて死亡した。

男児の体には50カ所以上のあざがあり、殺人容疑で逮捕された3人は日常的に暴行を加えていたとされる。

寝屋川市では隔離された小部屋に閉じ込められた33歳の女性が衰弱死していた。55歳の父親と53歳の母親が監禁と保護責任者遺棄致死容疑で逮捕された。

両親は警察の調べに対し、この女性が中学生のころから閉じ込めていたと供述している。

家庭という他人の関与しにくい空間で起きた典型的な子どもの虐待である。

現在も警察の捜査が続いている。予断を持つことは避けねばならないが、行政や学校など「社会」が早期に気づけば、命が失われる事態は防げたのではないか。

箕面市の事件では、男児が通っていた市立保育所の家庭訪問で2歳の弟の顔にあざが見つかったが、市は児童相談所に連絡していなかった。行政はそれ以前から母親の育児放棄などを察知していたが、危険度が高いと認識していなかったという。

衰弱死した寝屋川市の女性は小学校6年から学校を休み、中学には1日も通っていなかった。統合失調症と診断され「暴れる」という理由で小部屋に隔離されていた。

子どもの出席状況や成績の記録は保存期間を過ぎ、行政は当時を検証できない状況だ。だが同級生らは「異変」を察知、学校に指摘していたという。

子どもが保育所や学校に在籍していても、虐待は把握されていなかった。地域の中で家庭が孤立していた状況が浮かび上がる。

箕面市の母親らの育児状況がなぜ問題にならなかったのか。寝屋川市の両親が障害児教育や福祉の窓口に行かなかったのはどうしてか。長期欠席の子どもについて学校や教育委員会が問題視しなかったのはなぜか。解明が必要なことも多い。

両市では検討が始まっているが、外部の識者などを含め、詳細に検証してほしい。結果は公表し、各地で共有するべきだ。

児童虐待の認知件数そのものは増えている。2016年度には約12万2500件となり、過去最多になった。

子どもの虐待は社会的問題という認識が広まり、相談や通告が増えているからだろう。これまで見過ごされてきたケースが掘り起こされた事例もある。

一昨年、児相が家庭に介入する権限が強化された。被害児童への聞き取りを捜査当局と連携して行うことも増えた。課題は現場の人員不足だ。

子どものSOSを感知する力を強めたのに人員不足で対策を実行できていないなら残念だ。

家庭の孤立を防ぐため、地域や民間団体との連携も強める必要がある。幅広い知恵を集めたい。

社説:「災害弱者」対策／防災と福祉の連携強化を 神戸新聞 2018年1月15日

大災害が起こったとき、避難に配慮が必要な高齢者や障害者らをいかに支えるか。阪神・淡路大震災の教訓から、各地で「災害弱者」対策が進められてきた。だが震災から23年を前にしても、課題は山積する。

災禍からようやく逃れた命が失われることのないよう、官民で備えたい。

阪神・淡路を機に、国は一般の避難所の利用が難しい人らを受け入れる「福祉避難所」の設置方針を打ち出した。福祉施設や大学などが指定されている。

神戸新聞社が兵庫県内全41市町に調査した結果、8割は福祉避難所について「確保の目標がない」と答えた。確保状況が「順調」としたのは19市町だけだ。まず対象者の実態の把握を急がねばならない。

2011年の東日本大震災では福祉避難所の数が足りず、一般の避難所を転々とした障害者も少なくなかった。16年の熊本地震では被害が想定を上回り、大半の福祉避難所が機能しなかった。避難中に適切な支援を受けられなければ、体調が悪化する恐れもある。

増え続ける認知症の高齢者への対応も重要だ。熊本地震では、集団生活が難しいため車中泊を強いられる人が相次いだ。

昨年、京都市で開かれた国際アルツハイマー病協会国際会議で「認知症と災害」が取り上げられるなど、国際的にも関心が高まりつつある。世界一の長寿国である日本から、モデルを発信するべきだ。

県は市町が要援護者支援マニュアルを作る際に、避難所への誘導方法などを盛り込んだ「個別支援計画」の策定を促す。普段から健康状態や障害の特性をよく知る福祉専門職との連携も求めている。

ただ発生直後は行政の対応にも限界がある。平時から連携し、地域の福祉施設や人材を生かす方策が欠かせない。

県内19の市区町で、社会福祉法人の連絡協議会「ほっとかへんネット」が設立されて

いる。ともに地域の福祉課題の解決を目指す試みは、災害時の支援にもつながる。
地域の事情を踏まえ、災害に備える。防災と福祉をつなぐ取り組みをさらに強化したい。

社説:持続可能な社会へ企業は力注ごう

日本経済新聞 2018年1月15日

環境問題や貧困、格差拡大などの課題を放置すれば経済成長は続かず、健全な社会を築くこともできない。こうした問題意識から、持続可能な社会に向けた取り組みを強めようという動きが世界で広がっている。なかでも重要なのが企業の果たす役割だ。

環境や社会問題とのつながりを考えて事業を進めることは、企業にとって社会的責任を果たすだけでなく、新たなビジネス機会を得たり事業のあり方を改善したりする好機にもなる。

自ら価値高める発想で

日本企業も得意分野を生かしながら、自らの企業価値を高めるという前向きな発想で臨みたい。

経済や社会の持続可能な発展という課題は、国連が「持続可能な開発目標（SDGs）」という国際社会共通の目標として推進している。貧困、健康と福祉、教育、気候変動など17の項目で目標を設け、2030年までに達成するよう加盟国に求める。

国連は途上国の開発に重点を置いてきたが、先進国も含めた包括的な課題に広げ、15年に採択したのがSDGsだ。地球環境問題やグローバル化の負の側面などに対応するには、あらゆる国の参加が必要だという問題意識がある。

日本政府は首相をトップにする推進本部を設置し、実施に向けた指針を打ち出している。経団連は昨年11月に7年ぶりに改定した企業行動憲章で「持続可能な社会の実現」を掲げた。

独ベルテルスマン財団などがまとめた国別のSDGs達成度によると、日本は昨年、157カ国中で11位だった。教育や産業・イノベーションなどで目標を達成する一方、男女間格差や気候変動など5分野の評価が低かった。

SDGsの推進は国際社会への貢献だけでなく、自らの社会の質を高めることにもつながる。日本はSDGsで最先端をいくモデル国家をめざすべきだ。

カギを握る民間の取り組みでは、既に実績をあげている企業も少なくない。

住設機器大手のLIXILグループは世界の衛生問題の解決に向け、新興国で簡易トイレを生産、販売している。製薬大手エーザイのように、熱帯病の治療薬を無償で新興国に提供している企業もある。こうした動きは単なる社会貢献の域を超え、長期の経営戦略としても大きな意味を持つ。

新興国の生活水準が上がれば、新たな市場の開拓につながる。グローバルな課題に取り組む姿勢は、企業や製品のブランド価値向上という面でも良い影響をもたらすとみられるからだ。

業界として国際的な規範をつくる動きも目立ってきた。資源メジャーなど世界20社以上が加盟する国際金属・鉱業評議会（ICMM）はSDGsが掲げる目標も踏まえて環境対応、人権の尊重など10の基本原則を打ち出している。

評議会に加盟する住友金属鉱山が鉱山開発にあたるフィリピンの先住民族について社内講習をしたり、精錬に使わない鉱物の堆積場を緑化したりする活動はその一環だ。環境対策はコストになるが、軽視すれば長期的に資源の安定確保はできない。

サプライチェーンの的確な管理も欠かせない。米コカ・コーラグループなど世界の食品、小売り大手は原料農産物の調達にあたり、環境や働く人の人権を重視する基準を設けている。

ESG情報の開示を

劣悪な労働環境で働かせたり、環境対策をおろそかにしたりすれば道義的な問題だけでなく、事業基盤を傷付けて結局自らにはねかえってくる。環境や人権の重視と事業の持続

可能性は表裏一体だ。

株式市場では最近、企業の環境や社会分野などへの取り組みを評価する「ESG投資」が広がっている。年金基金などの資金が流入し、全世界の運用規模は20兆ドルを超えたもようだ。日本でも年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が昨年、ESG投資に乗り出した。

資産運用業界では、投資先企業の業績や財務の分析だけでなく、社会問題への取り組みを含めた事業評価のためのアナリスト育成も始まった。企業にとっては資本市場への情報開示がますます重要になる。業績・財務情報だけでなく、社会問題解決の取り組みなどもあわせて説明する「統合報告書」などを活用すべきだ。

本業のビジネスの力を使って環境や社会問題を解決し、それが株式市場での評価に結びついて事業の追い風にもなる。そんな好循環が根付くように企業も投資家も力を注ぎたい。

社説：ワークルール 君たちを守る盾になる

中日新聞 2018年1月15日

働くときに何か困ったら、役に立つ法律や制度がある。労働法は、経営者から理不尽な扱いを受けたとき労働者の身を守る“盾”になる。もっと知ることで働きやすい職場にできるはずだ。

例えば、こう聞かれて正解を答えられるだろうか。

- ・正社員しか有給休暇は取得できない
- ・経営者はいつでも労働者を解雇できる

いずれも不正解である。有給休暇は学生アルバイトでもパートでも半年以上勤務しているなどの条件を満たせば取得できる。解雇は経営者が三十日前までに予告するか、三十日以上平均賃金を払う必要がある。

知らないと学業でアルバイトを休みたいのに休めなかったり、残業代を未払いにされたり、いきなり解雇されるといった理不尽な扱いを受けかねない。

働くときに経営者と労働者が結ぶ労働契約は、そのままでは立場の弱い労働者に不利になりがちだ。そこで働く側を守るために労働基準法をはじめとする労働法が存在する。ワークルールとも呼ぶ。働き過ぎを規制したり、不当な扱いを防止したり、仕事でけがや病気をしたら生活の支援を受けられたりする。

問題は、多くの若者たちがそれを知らないことだ。中学高校生は学校でも地域でも学ぶ場が少ない。アルバイトを始めても、職場で受けた扱いが不当な行為になるということも分からないまま泣き寝入りするような状況は変える必要がある。

超党派の国会議員が昨年十一月、ワークルール教育推進法案をまとめた。若者を使いつぶすブラック企業問題を受け成立を目指している。法案は、国に教育を進める基本方針策定や予算確保を義務付ける。求人情報を得る方法から、労働契約の意味、権利が侵害されたときの対処法、相談窓口の存在などを具体的に学べる場を学校や地域で整えるべきだ。

気になるのは労働法の理解不足は若者に限らないことだ。連合の調査では、会社が残業を命じるには必ず労使が結ばねばならない協定（三六協定）を知らない人が現役世代の四割強いた。残業を可能にする重要なルールだ。知識の普及は幅広く求められる。労働組合が果たす役割だろう。

一般的に職業生活は四十年以上にわたって続く。健康でやりがいを感じる雇用環境が大切なのは言うまでもない。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

